

## 平成25年度第4回江東区外部評価委員会（第1班）

- 1 日 時 平成25年7月15日（月）  
午前10時00分 開会 午後12時00分 閉会
- 2 場 所 江東区役所7階第71会議室
- 3 出席者（ ）は欠席
- (1) 委 員
- |       |       |
|-------|-------|
| 大塚 敬  | 桑田 仁  |
| 吉田 正子 | 浦田 清美 |
- (2) 事務局出席者
- |                |         |
|----------------|---------|
| 政策経営部長         | 寺内 博英   |
| 政策経営部 企画課長     | 長島 英明   |
| 政策経営部 計画推進担当課長 | (奥村 健治) |
| 政策経営部 財政課長     | 武田 正孝   |
- (3) 施策32関係職員
- |              |        |
|--------------|--------|
| 都市整備部長       | 並木 雅登  |
| 総務部長         | 海老澤 孝史 |
| 土木部長         | 作田 純一  |
| 都市整備部 建築調整課長 | 太田 邦彦  |
| 総務部 営繕課長     | 立花 信行  |
| 総務部 防災課長     | 岩井 健   |
| 土木部 管理課長     | 長尾 潔   |
| 土木部 道路課長     | 大谷 友彦  |
| 土木部 河川公園課長   | 高垣 克好  |
| 土木部 施設保全課長   | 山田 英典  |
- (4) 施策33関係職員
- |      |        |
|------|--------|
| 総務部長 | 海老澤 孝史 |
| 福祉部長 | 谷口 昭生  |

## 第4回（1班ヒアリング③）

総務部 防災課長	岩 井 健
総務部 危機管理課長	林 良 洋
福祉部 福祉課長	山 岸 了
総務部 危機管理課 危機管理係長	河 谷 晋 介
総務部 防災課 防災計画係長	市 村 克 典
総務部 防災課 災害対策係長	杉 本 勝

4 傍聴者数 0名

### 5 会議次第

1. 開会
2. 施策32「災害に強い都市の形成」ヒアリング
3. 施策33「地域防災力の強化」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

### 6 配付資料

- ・委員名簿
- ・関係職員名簿（施策32、33）
- ・施策評価シート（施策32、33）
- ・行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策32、33）
- ・外部評価シート（施策32、33）

午前10時00分 開会

○大塚委員　それでは、早速始めさせていただきます。第4回江東区外部評価委員会第1班のヒアリング3回目、施策の32番についてです。まず、傍聴についてですけども、いらっやしません。報道機関の取材についても同様です。お手元の資料の確認につきましても、事前に委員さんには確認しておりますので問題ないという事でよろしいですか。職員の方についてもよろしいですね。それでは、早速ですけども、委員及び職員の方の自己紹介をさせていただきたいと思います。名簿の順に沿って、まず私が大塚と申します。よろしくお願ひします。

○桑田委員　桑田です。よろしくお願ひします。

○吉田委員　吉田です。よろしくお願ひいたします。

○浦田委員　浦田と申します。よろしくお願ひします。

○班長　はい、それでは職員の方お願ひします。

○職員　都市整備部長の並木でございます、よろしくお願ひします。

同じく、都市整備部建築調整課長の太田です、よろしくお願ひいたします。

総務部長の海老澤でございます、どうぞよろしくお願ひいたします。

防災課長岩井でございます、よろしくお願ひします。

営繕課長立花です、よろしくお願ひします。

土木部長の作田です、よろしくお願ひいたします。

河川公園課長の高垣です、よろしくお願ひします。

道路課長の太谷です、よろしくお願ひします。

管理課長の長尾です、よろしくお願ひします。

施設保全課長の山田です、よろしくお願ひします。

○班長　はい、よろしいですか、それでは、ご説明の方をお願ひいたします。

○関係職員　それでは、説明に入ります前に、お配りした補足資料ですけども、民間建築物耐震促進事業の実績、一戸建住宅戸数、細街路拡幅事業対象道路について、今回補足で付けさせていただきました。

それでは説明に入ります。施策32の、災害に強い都市の形成についてご説明します。まず、施策を実現させるための取り組みとその方向性についてですが、一つ目は耐震・不燃化の推進です。区立施設の耐震化を、平成27年度までに100%とする他、民間建築を対象に助成を行います。二つ目は、水害対策の推進です。高潮等の大規模水害を防ぐた

め、堤防、下水道等の強化を図ると共に、水害対策にも備えます。三つ目は、災害時における救援体制の整備です。防災倉庫の整備や、物資の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震等を進めます。

次に環境・ニーズの変化ですが、地震に対しては、東日本大震災以後、区民の防災への関心も高まり、また、都の特定緊急輸送道路耐震促進化条例、耐震診断を義務化する耐震改修促進法等、耐震化促進に関する法令も整いました。一方、地球温暖化等による、集中豪雨の増加や台風の大型化等が懸念されております。

施策の達成状況取り組みですが、耐震不燃化については、災害時の避難所となる、区立小中学校については、平成21年度までには、耐震化率100%達成しており、平成24年度には本庁舎の免震工事を行い、防災上重要な施設について、現在96.7%の達成率となっております。一方、民間建築物の耐震化では、マンションの耐震診断件数は近年急増して、耐震改修工事に至る物件も昨年度初めて現れ、助成をしました。また、特定緊急輸送道路の耐震診断助成は、今年度で最後となりますが、順調に推移しています。木造戸建て住宅については、無料の簡易診断は、実情、補強工事にまでは至らない事が課題となっておりますが、今年度から除却助成を始めたところ、6月末で29件受付け、需要的には順調な滑り出しと考えています。また、木密地域については、東京都が昨年度から始めた、木密10年プロジェクトによる、不燃化特区制度について、本区の事業対象地域を区で会議中です。細街路拡幅事業は、景気に左右されやすい事業ですが、近年は年間目標値850mに近い数字で推移しております。事業対象道路は延長で約80km、両側延長で約160kmとなりますが、これまでに13km拡幅しております。次に水害対策ですが、都市型水害に対する抜本的な対策は、下水道ネットワークの整備であり、区では、都の下水道局と連携して再構築事業を進めております。あわせて下水道への負担を低減する、雨水貯留施設の整備を進めてまいります。また、水害による被害を最小限にとどめるため、ハザードマップを作成し、区民への注意喚起を図っております。災害時の区民救援態勢ですが、防災倉庫については、現在、昨年公表された、東京湾北部地震の被害想定に伴い、備蓄数量を見直し、備蓄倉庫の拡充を行うとともに、支援物資等の配送拠点となる、中央防災倉庫を塩浜1丁目に配備します。橋梁耐震補強については、中川大橋を除き今年度で完了します。中川大橋は、平成28年度、改修工事のなかで完了する予定です。説明は以上です。

○班長 はい、ありがとうございます。あの、2年前にお願いしていたような事について、実態のデータの補足のデータというのを出していただいで、これは本当にありがたいです。

早速ですけれども、どなたからでも結構ですので、質問あればお願いいたします。

○委員 よろしいですか、私、消防署の災害ボランティアのコーディネーターをやっておりますので、皆さんもう、ご存じだとは思いますが、これが消防署のジャンパーです。覚えておいてください。それとですね、新聞なんですけれど、浸水が国の想定より拡大という、16都道府県の独自試算についての記事が出てたんですね。それで、この件に関してご質問させていただきますけれども、区報でもご案内の通り、江東区はこういった特殊な地域ですので、東京都と水害時の緊急避難に関する覚書というのを、都営団地を避難所にするという形で提携してらっしゃるようなんですけど、東京都と江東区のその想定基準の摺合せというか、一致はあるのかどうか、なぜならば、ここに居住している人間として、想定が違えば、答えが違う訳ですから、どちらの方向性で考えていっていいかわからないので、そのあたりについて教えて頂きたいというのがございます。

○関係職員 私ども災害対策を考えるうえで、想定値というのは、国の防災会議であるとか、東京都防災会議であるとか、国や都の被害想定を基にやっております。区で独自に想定をしたりとかという事はしておりません。なぜかと申しますと、災害対策は広域的な物でございますので、それぞれの区がバラバラで出しても、あまり意味をもたないという事がございますので、基本的には東京都、それから国の想定を基にやっています。それから背景としては、いま、地震学者さんとか、それぞれの大学でですね、色んな想定が出されてまして、一つ出ると報道機関でも取り上げて、国民区民の方にですね色々不安を与えてるんですが、惑わされる事なく、東京都、国の想定基準でやっております。

○委員 東京都は、浸水マップを作ったけれど、浸水面積は算出してなかったと、記事にあるんですね。区として不備とか、そういったことはお考えになりませんか。

○関係職員 いや、東京都の被害想定の中でも、浸水する数値は出されております。

○委員 そうですか。あの、一つどうか、こういった地域にありますので、よろしくどうぞお願いいたします。以上です。

○委員 単純な確認なんですけども、データを別紙でいただいて、民間特定建築物の総数っていうのは、どこを見ればよいのですか。

○関係職員 ここでいう民間特定建築物とはまた違いまして、施策に実現に向けて117の、民間特定建築物耐震化率っていうのを出しております。このパーセントは、母数としては267、建築法上による定期報告を基に、ほぼ定期報告と同じ規模、たくさん人が集まってくる建築物という定義、それで母数は267になります。

- 委員 そのうちの82%が、耐震化済んでますよという事ですよね。ですから、これの0.18かけた数っていうのが耐震化されてない、人がたくさん集まる大きな建物として存在する。こういう事ですね、裏を返せば。
- 関係職員 そういう事です。
- 委員 私もいいですか。この資料も参考になりますし、今言われた耐震化促進、これは42条2項道路につながると、これは大事な事だと思ってるんですよね。42条2項道路に接道する居住地の比率を知りたい。足立区が一番多いと思うんですが、江東区はどの位の域にいるのか、私江東区は多分3分の1位の、上のランクの方に行くんじゃないかと思ってるんですが。
- 関係職員 すいません。委員のご質問は、2項道路に接している民家と、それ以外の接していない、いわゆる建築基準法上接道がない部分、比率はどの位かという事、そういうことなんですね。
- 委員 まず一つは知りたかった事です。はい。
- 関係職員 データはないんです。2項道路の総延長は、約80kmになるんですが、この道路に接合している建築物の数っていうのは、把握してないんですね。
- 関係職員 これから不燃化10年プロジェクトっていうのを、木密対策として、今後江東区もやっていくという事で考えております。亀戸3丁目と北砂地域が、東京都が整備しなさいと言っている地域なんですね。その中から、江東区が絞り込みながら、特に市街地の木密地域を絞り込んだ中で、今のような問題が起きているので、一つ一つどうやって解決していこうかという事で、建替助成だったり、また、そういう部分も、どういうふうに解決できるかって事を今後検討して、ある程度ターゲットを絞った中で、対策もしていこうと今検討に入っている所です。それで、今年度中に特区指定を受けるために手を上げて、かなり絞り込んだ形で対応していこうと考えているんですけど、江東区全体での数はつかんでませんが、ある程度絞り込んだ地域については、その数を出していくつもりでおります。
- 委員 私は強制的な何かが必要だと思います。というのは、2項道路に接した場合は、極端な言い方すると、セットバックをしなければいけない、という、こういう一つの大きなネックがある訳で、これの壁を取り除くのは、結構難しい問題だと私は思ってるんですけどもね。
- 関係職員 大変難しい問題で、建築基準法上、接道している建物については建替えが可

能です。セットバックして取られちゃったとしてもですね、敷地を取られちゃったとしても、建替えられるんですけども、その裏側に住んでいる方っていうのは、建替えが出来ない、建築法上では出来ない事になってます。現実には、そういう建物が建替えられずに残ってしまってるという問題が大きな問題ですね。それに対してどうするんだという事で、東京都全体の取り組みを始めてですね、不燃化10年プロジェクトという事で、まちを絞り込んだ形で行うという事になっております。江東区もそれに手を上げて、今、絞り込み作業をしている所です。ある程度それは、進めていきたいと思っておりますけども、具体的にどうするかという問題となった時には、いっぱい問題がありますんで、現実には買い取ることが出来るのかとかですね、接道を違う形で認める事ができるのかとか、現実には対策はしようとは思ってるんですけども、具体策がなかなか出てきていないという状況ではあります。

○委員 今の委員の質問の趣旨だけをたどって、出来そうな事を申し上げますと、今日頂いた80kmという2項道路の延長っていうのが、例えば、特別区の中で、相対上の比較で言うと、ボリュームが多い方なのか、少ない方なのかというのはお分かりになりますか。

○関係職員 実はですね、どうやって延長を出したかっていうと、道路台帳がありまして、それを1本1本計ったんですね。緊急雇用の方に半年間やっていただきました。台帳に何キロとか何メートルって書いてあるものを、地域毎に全部拾い集めて集めた数がこの約80kmの数なんです。

○関係職員 江東区についていえば、基本的に城東地域でだいたい限られてますから、そうすると、練馬であるとか、葛飾であるとかと比べれば、割合としては少ないと思うんですよね。

○委員 はい、ありがとうございます。

○委員 よろしいですか。事業概要一覧の55ページですね、災害時における救援体制の整備という所の1番の防災・備蓄倉庫維持管理事業という事なんですけど、これレベルアップしてますけれど、私、災害時の寄付の品物を集めた経験もございますし、あとそれから、東雲の公務員宿舎住宅で避難者の方お話を伺ったことを踏まえて、ご本人達が一番言っていた事を、ここで言わせていただきますと、下着なんですけれど、サイズなんかは区民目線でお話させていただきますけれど、現実には困るという事です。サイズ対応という意味で、そういったきめ細やかさですか、Mサイズだけじゃなくて、SもあればLもあるし3Lもあるという形で、要するに、サイズ対応をもう少しきめ細かくしておいてほし

いというのはでした。それと、現実には年配の方が多かったんで、男の方もいらっしゃる中で申し訳ないんですけど、生理のパットはいっぱい来るんですけども、尿漏れのパットは来ないんですね。そういった事とか、すいませんけど区民目線で、実際に困った人のお話として、一つ添えさせていただきます。

○関係職員　そういう備蓄の関係についてはですね、具体的な事については、今後検討させていただきたいと思います。

○委員　よろしくお願ひいたします。

○委員　よろしいですか、取り組みの全体の方向性の事なんですけれども、2の実現するための取り組みと、4の施策実現に関する指標は当然リンクしているんですけども、これ何か私から見るとちょっと、4の指標に引きずられていて、2で挙げてある取り組みは、ちょっとある意味偏ってる感じがします。そもそも、多分予防っていう話と、復旧とか復興とか、そういうのに対して施策があるのかなと思うんですが、その中で、まあ1と2は良いかなと思うんですけども、3とかはですね復興復旧に関して区立施設の整備以外にもかなり色々あるような気もするんですね。その中で例えば、実際の施策だと、防災船着場の整備とかやってらっしゃるし、そういうのは、まさに復旧体制の整備そのものの事業でもある訳だから、こちらにも是非書き込んでもらえれば良いと思うんですね。一方で、例えば、この施策では取り上げられてはいないんですけども、液状化の話とか、あと地下構造物への取り組みの話、今後5年間の予測の中で、地下空間の利用が増えて、浸水被害の増加というような話がある。それらの対応とすると雨水の流水抑制、というような話の一つあるんだけど、それだけでは、やっぱり足りない面があるんじゃないかと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。流水に伴って、地下構造物への災害が想定されると思うんですけども、それに対して防止策とかありますか。

○関係職員　地下構造物に対する浸水対策でいうと、今やってると言えば、区民への土嚢の貸し出し位しか、実際今の所ないです。基本的には、昔は江東区って、みなさんも昔から知っているのですが、地下に物を作るっていうのはほとんどなかったんですが、最近狭小な3階建ての住宅が増えてきてですね、地下車庫、半地下車庫が非常に多くなったという事で、我々も何とかしなきゃという思いはあるんですが、当然人様のご自分で建てる物に対して規制はかけられないという事で、対処療法的に土嚢を必要な方にはお渡しするという事を、まず、当面やっているという所です。今後、何かやらなければいけないってなった時にはですね、やはりその、啓発活動をして、自分の敷地ですから、やはり、自助、共助

の範囲でやっていく施策を打ち出すしかないのかなと考えていて、決定打っていうのはなかなかないです。やはり、先程、説明の中で話したように、根本の対策はやはり、下水道の整備なんですね。今、江東幹線って言って、深川地区の代表幹線が、やっと着工した所で、10年かかります。当然、幹線1本では足りなくて、ネットワーク整備が必要で、そのネットワークも、下水道局だけだとかなりしんどいという感じで、道路課の方でお手伝いをしながら、1日でも早くネットワークを完成させる、そういうような取組は実はやっているんですが、具体的な地下対策と限定してしまいますと、地下対策だけではなくて、水害全般という事なので、書き込み方としては、書き込んでないような形になってます。

○委員 基準法の緩和と容積率不算入があったんですけども、まさに、江東区っていう地域特性を考えると、そのままいくら国が基準を緩和したからって、江東区の防災で危なくないような施策をですね、やっぱりやらなきゃいけないと、ちょっともったいないと思って、それで、やっぱり区として危ないんだから、やっぱりその所はコントロールしていかうよとか、っていうのはいいんじゃないかなと思うんですけども。

○関係職員 ちょっと補足しまして、2の施策を実現するための取り組みの所の中での記載なんですけれども、設定した中では変えられませんので、先程の液状化なんかにつきましては、東日本大震災の後で注目されましたが、耐震化を進めるという事では、地震で倒れる物の原因として液状化という物もありますんで、当初から見えてなかったわけではないです。ただ、記述の中では注目度が低かったという状況です。

○委員 土木構造物、例えば、下水管等が液状化でやられたりとかありますよね。だからその、建物の耐震化っていうだけでは、やっぱり不足してるんじゃないかなって思います。

○関係職員 下水道管等そういった物についての、地震対策っていうのは、以前から下水道局さんがやってますけども、それはまさに液状化対策として進められています。

○関係職員 液状化については、地歴等で起きやすい部分っていうのもありまして、東京都で情報公開しているんですけども、家を建てたりとかっていう方には情報提供していかうと、ここは、昔はこういう地歴だったんですよ、と情報を東京都からもらって提供するという形ではやってはいます。

○委員 もう1点、防災についての、船着場維持管理事業がレベルアップしてますけど、この件については、私は賛同してます。これだけの船着場があるというのは、正直な所私は初めて知りました。こういう所にこんなにあるのかと思う位です。この事を知らない私は恥なんですけども、災害の時の物資の輸送等で利用できるわけですから、区報なんかで

もある程度PRしましてね、さらに力を入れて欲しいと思っております。区報なんかで、これを修理しましたよとか、断片的なのは出て来るんですよね。ところが、これだけトータル的な形でのとらえ方というのは、区報に載ったの見た記憶がないです。是非、災害対策という形でPRしてほしいと思います。

○関係職員 これについては、まさにおっしゃる通りで、今まで、船着場の存在自体があまり知られていなくて、当然使わせてもいなかったんですよね。基本的には民間事業者が使いたいと言っても、防災専用なので使えませんと言っていました。それを、国も含めてなんですけども、防災船着場って、普段使って初めて災害時に使えるだろうと考えが変わってきてまして、区も条例改正をして、使用料いただいて民間事業者さんが普通の観光船をやるような隙間を作ったわけですね。今後どんどん使っていて、区民の方にも、ここにも船着場があるんだと知っていただく事と、普段使っている船着場であれば、災害時にも使いやすいという事もあるので、これから今おっしゃったような、PRに踏み出したというようなことです。

○委員 よろしいですか、その件に関してですけれど、私、平成19年に、江東内部河川流域連絡会の委員をしたんですね。その時に、人々に親しまれ暮らしの中に生きる川を目指して、という冊子をいただいたんですけど、このキャッチフレーズ通りだと思うんですよ。その時に私出してもらったんですけど、河川っていうのは、管理体系がとても複雑で、結局、国だの都だの、色んな河川の管理形態があるらしいんですけども、まあ、難しい事は取っ払って、発災時など困った時は、トイレが一番大事だと思うんですが、どうも、PRが下手だなと私は思っています。PRっていうのは大事だという事を言いたいです。

○関係職員 周知徹底っていう事ですね。

○委員 そう、周知徹底。

○委員 船着場と防災船着場って事業が違ってるんですけども、その違いを教えてくださいんですけども。

○関係職員 今、10カ所船着場があります。で、全部防災船着き場とっております。これらを事業で分けておりますのは、下段の防災船着場整備事業につきましては、浮棧橋形式の船着き場が痛んでおりますから、年度を分けて、ちゃんと直していこうよという事業です。上段の船着場維持管理事業というのが、船着き場条例変えまして、民間の観光船も使いやすいようにしましたものですから、その維持管理の委託の事業費を計上してい

ます。だから、ハード面と、ソフト面の事業となっていて、ハード事業で直していくという意気込みを踏まえて、防災とつけております。

○委員　じゃあ、船着き場の機能としては同じですか。

○関係職員　同じです。先程言った通り観光船でも、皆さんに使ってもらって、ここにありますよという事を認識してもらおう。そうすれば、何かあった場合でも、あそこに船着場があるからという事で周知しています。

○委員　上にも書いてある、高橋の防災船着場に観光船が停まる事は今後ありえるのですか。

○関係職員　もちろんあります。

○委員　船着場と、川の駅とどう違うんですか。

○関係職員　同じです。同じですが、川の駅には、賑わい施設といって、売店、トイレ、あるいは足湯とか、そういうような付属施設を作っています。

○委員　旧中川ありますよね。水上バスだけ。

○関係職員　そうですね。その目玉の中で、水陸両用バスの発着のスロープ、多目的スロープっていうのがあります。多目的スロープは、水陸両用バスがじゃぼんと入るのに使いますが、将来的には、災害があった時は船が発着して、物資の搬入とかもできるような形にはなっております。ただ今の所は、水陸両用バスの事業者さんに優先しようという事で、まあ、暫定的に経営してもらいたいなという事で、優先的に使っていております。これがちゃんとかなれてきて、安全が確保できれば、他の船とかもどんどん来てもらうようにして、川に親しんでもらう。何かあった場合は、防災的な事にも使いたいと考えています。何かあった場合は、やっぱり、皆そこがあるんだよって事と防災的な事にも活用していきたいなと思っております。

○委員　ありがとうございます。

○委員　あの、帰宅難民対策というのは、施策で言うと、ここでいいんですか、それとも33ですか。

○関係職員　33の方かなって思っております。

○委員　じゃあ、そちらで伺います。備蓄の状況については、ここでいいんですか。備蓄倉庫はここだと思んですけども、備蓄の内容はどうですかね。

○関係職員　備蓄の倉庫はこちらですけども、備蓄の中身は33ですね。

○委員　了解です。はい、わかりました。

○委員 防災も含めて、色んな区の放送やってますよね。あれ、改善する必要があるんじゃないかなと思います。場所によって聞こえないんですよ。一生懸命意識して、遅くわかりやすいように放送してるみたいですが、家によっては何言ってるのかわからないみたい。そもそも、全部の所の防災無線の点検は必要じゃないかなと思っています。例えば、今度選挙がありますよね。一生懸命、丁寧に話してる割には、何を言っているか聞こえないという部分が結構多いです。ちょっと角度を変えるだけでも、それでも違うわけですから、もう1回、総点検する必要があるんじゃないかなって、個人的には思っています。

○関係職員 東日本大震災の教訓で、防災行政無線が聞こえなかったっていうのがあったんですよ。その後、23年度に20基増設しています。24年度に15基増設してまして、今後の7年間で70基増設という事で、なるべく、聞こえない所がないように、今後していきたいというふうに考えています。計画上そうしています。それから、もう一つですね、総務省消防庁が行いました、住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験っていうのに、東京都が参加してまして、例えば、音声の到達距離が、今までの倍の距離到達するような、新しい機械の開発とか、そういった物にもかかわっております。今後も、増設等、新しい機械等色々工夫いたしまして、音が聞こえない地域がないようにしていきます。

○委員 私もどっちかって言ったら、興味を持って聞くんですけども、何言ってるのかなっていうのが、わかんないっていうのが率直な意見だったもんで。

○関係職員 あとですね、東京都が高層ビルがどんどん建ってますから、一昔前と違って音が、色々反響したりだとかしてですね、聞こえにくっていう地域が出てしまってます。そういった事も、色々検証して、改善をしていく必要はあると認識しております。

○委員 ちょっと、違うかもしれないんですけど、ハードの面で、河川の堤防や護岸対策について、予算は別なんですか。

○関係職員 護岸本体につきましては、東京都さんが維持管理しておりますので、特段区で予算を組んでっていうのはないんですけど。ただ、日常の点検は私どもでもやってますけれども、この間の3・11もそうですけれども、震度5以上が来れば、職員総出で、護岸の確認に行っております。もし何かあれば、待っているのではなくて、とにかく区でやれるような事はやる、という考えではありますね。

○委員 護岸とか結構古くからある訳で、それが、水害を守ってきた反面、耐久性ってどうなんだろうと思うんですが。

- 関係職員 一部分、越中島川を除いて、ほぼ、耐震整備終わっていますので大丈夫です。あと、城東地区の横十間川とかは、今まさにやってる最中で、小名木川はほぼ終わりです。横十間川は水位を下げてますので、崩れても水位を下げていますので水害にはなりません。ただ、護岸自体は耐震化はまだ終わってはいないので、あと10年位はかかるんですかね。横十間川もやってる最中っていう事で、東京都さんのほうで、計画に基づいてやってくださっています。
- 委員 そういう状況を区民にお知らせするとか、それは33の施策のほうになるんですよ。
- 関係職員 区はいわゆるそういうPRとかっていうのはやってないです。東京都さんはやってはいるんですけど、あまり大々的にはやっていないと思います。
- 委員 施策33かもしれないんですけども、随分昔と違って、水位をちゃんとコントロールして、随分しっかりした堤防が出来ている。だからやっぱり、その今、いかに安全かっていうのは的確にお知らせしてもらいたいなど。
- 関係職員 もう予算が付いてないんですけども、数年前にですね、土木部で、そういう今までの水害の歴史から、今治水がここまで進んで、これから、親しむ水、親水を、今どんどんやっていますという、PRのパネルは作ってあって、2年かけて、区内の全部の文化センターを、巡回で展示をやります、というお知らせもやったんですね。
- 委員 ここ数年で、スカイツリーとか出来たり、周辺とか注目されたり、状況は随分大きく変わってる、いい意味で、良く変わってると思うんです。ですから、そういうアピールしてほしいなど。
- 関係職員 出来れば、また大々的にやりたいんですけども、
- 委員 小名木川あたり、耐震改修終わったあたりに、できたりとか、状況は変わってくると思いますんで。
- 委員 あの、ちょっと話は戻りますけれども、細街路の整備の話で、これ、事業としては、基本的には市街地整備手法、要するに、土地区画整備とか再開発するとかでなければ、その地権者の人が建て替えをする時に、その人にセットバックしてもらおうという事ですよ。
- 関係職員 そういう事です。
- 委員 という事は、何て言うんでしょうか、コントロールしづらいというか、来年この位出来そうだとか、そういう計画が出しにくいのですか。率直に言ってですね、目標の達

成の見込みっていうのはやっぱり厳しそうですか。今までのペースを単純に伸ばすと、14,800となりますか。

○関係職員 達成の目標自体を年間850mとしています。これは目標を立てた時の、数年前からの実績を平均して850ならちょっと高い方、850mなら頑張れるなど、いう所で目標を立てています。何年間だったら、その目標を達成できるだろう、という事で目標を立てています。そういう意味では、850mはぜひともやりたいと、やっていこうという思いで立てたものです。これから毎年850mやっていっても、実はちょっと26年度の目標値に足りないという状況はあります。だけど、少しでも頑張る事によって、そこまではどうにかいくのかなという、この頑張りの部分も目標にして掲げた数字という意味でとらえて頂ければありがたいです。

○委員 わかりました。あの、その目標の立て方、とても正しい立て方なんで、あの、それが問題だと申し上げてるわけではないんですけども、区で頑張るといのが聞きづらいです。コントロールかつ、計画できないようなので、そういう意味では難しいなと。どんなふうに取り組まれているかを、単純にお伺いしたいと思いました。

○関係職員 実は2年前に同じ事を委員から質問されて、この中にも書いてあるんですけども、耐震改修工事を進める中で、やりますという事を、回答させていただきました。そこにも書いてありますが、実は、一件は出来たので、今後もこれをやっていきたいと思ったんで、出した数字なんですけど、耐震補強工事があるたびに、いい条件があれば言っているんですけども、実は木造の耐震補強工事自体が大変少ないという事もあり、あんまり効いてきていないというのが、現実問題としてあります。ですので、やはり新築の建替えの時の細街路幅にほとんど委ねているところで、コントロールできる部分はほとんどないという事でございます。

○委員 わかりました。

○委員 ちょっと、横着な言い方しますが、例えば、昔は土地収用できましたよね。やっぱり、難しい難しいでは、私進まないと思うし、だからと言って、区の方で、土地収用が変わるような、行政的な施策はできない事は分かってるんですけども、国にそれなりに要請して、それなりの強力なインパクトのあるものをしない限りは、自然の流れの中だけで、2項道路の問題の解決というのは、私は難しいと思います。

○関係職員 江東区の木密のような、零細な土地利用がされている所では、その狭隘道路とか、区画整備事業であるとか、非常に難しいですね。ですから、細街路事業というのは

非常に難しいですけれども、ただ、毎年800m位ずつ、少しずつは改善してますから、将来的には4mの幅員を確保するっていうのは、今の所、この細街路事業が一番有効な施策だと思っています。今我々が進めている木密対策というのは、狭隘道路が対象ではなくて、木造住宅が壊れない燃えない、いわゆる耐震不燃化という形でもって、建替えの中でもって、この細街路事業を進めています。ですから、木密の対策が済んだ所は、きれいな道路ができるのかって言ったら、決してそうではなくて、ただ、1件燃えても燃え広がらないっていう事を担保する、その辺が施策の重点です。

○委員　　ちょっとしつこいんですけども、江東区の場合は、土地付きの住まいが少ないんですよね。だからやっぱり手放したくない。セットバックしなきゃいけないというネックがあるという事で、私江東区に住んで25年になるんですけども、下町の良さという物を、見直す意味でも、2項道路というものを持つてる人には気の毒なんですけども、傷物だという感覚が非常に強いんですよ。私はね、傷は治さないと良くはならないんで、という感じ方をしてるんです。ちょっとしつこくなりましたけれども。

○委員　　そのセットバックした所の空間に塀が作られたりとか、そういう事を防止する策っていうのが色々あるかと思うんですけども取り組んでいますか。

○関係職員　　それがまさに、細街路拡幅整備事業でやっている部分です。建築基準法では、セットバックしかいってないので、空間として空いていれば、基準法でもOKなんです。細街路拡幅事業は、そこを道路状に区が工事しました、という部分がポイントなんですよね。道路状にしてしまう事によって、元には戻らないという事になりますんで、その事を、細街路拡幅事業と言ってます。

○委員　　道路空間として設定する事で担保するという事ですね。

○関係職員　　そうです。区のお金で道路上の拡幅はさせてください、という意味です。

○委員　　分筆ですか。

○関係職員　　区道の場合であれば分筆して、無償使用か寄付をしてもらっているという形です。

○委員　　私道2項道路の場合でも道路整備やっているっていう感じですか。

○関係職員　　私道の場合でも道路整備しますけれども、この場合所有権は動かないんで、道路状にするだけで、その承諾は得ます。

○委員　　よろしいですか、その件で、これは、延焼遮断帯の形成のためにやってんですよ。

○関係職員 延焼遮断帯っていうのは、6 m以上の道路がないと、延焼遮断帯ではないんです。4 mでは、延焼遮断帯にはなりません。むしろ、緊急車両が入ってくる時や、逃げたり、救援したりする時に4 mの幅員が必要なんです。ただ、4 mだと火が燃え移ってしまうという事で6 m以上は必要になります。ただし、6 mの拡幅が確保できるかっていうと、うちの区としては、これをやるとですね、土地の収用とか、そういう事が出てきてしまうので、まあ、そこまでの市街地再開発的な拡幅事業っていうのはちょっと無理なのが現状です。そこで、新しく東京都がそういう事業じゃなくても、もうちょっと緩やかな、木密事業で建替促進できるんじゃないかと、今回江東区として、事業としてやろうとする不燃化対策、建替を主体にしてですね、それに支援をしていくっていう事を打ち出しております。ある意味、延焼遮断帯は、江東区は碁盤の目のように出来ておりますので、他区に比べれば、延焼遮断帯はかなりきれいにできているんです。それなので、僕らは川って読んでるんですけど、川部分は江東区はかなりの不燃化率を確保できてるので、そのあんこの部分、中身の部分の所については、本当は6 m位あったほうがいいんですけども、道路整備をしながら、そのあんこの部分の不燃化を進めていきます。

○委員 この間、碁盤の目の地図見せて頂いて、すごい説得力あった。

○関係職員 火が隣の街区に燃え移らないっていう考えでいいと思います。

○委員 そうですか。ありがとうございます。良くわかりました。

○委員 細かいところで、その不燃化っていうのは、準耐火建築でもいいんですか。

○関係職員 準耐火建築物も不燃化されていると考えております。

○委員 個人住宅でいうと、耐火までいくと厳しいものがあるから、準耐が今都内だとありますよね。

○関係職員 今、防火地域、準防火地域っていうのあるんですけども、木密地域になったならば、新防火地域といわれていまして、防火地区と準防火地区の間の、防災地域をかけることによって、より厳しくする事によって、準耐火家屋を増やしていく、そういう施策となっております。

○関係職員 東京都のシュミレーション結果では、耐火建築と準耐火は、延焼防止効果という意味では同等という結果になっていますね。

○班長 他はよろしいですか。じゃあ、大体お時間的にも、ちょうどという位になりましたので振り返ります。まず、被害想定は、都の想定と一致しているのか、していないのかという確認がありまして、これは国及び都の想定を所与の物として受けて、区の防災計画

#### 第4回（1班ヒアリング③）

としているというお答えでした。それから2項道路の関係に関して、沿道の宅地の比率というのが実態把握は、難しいと思うんですけども、大まかな実態としては、そんなに2項道路が、相対的に多い地域ではないだろうという状況の確認がありました。それから、災害の備蓄に関して、きめ細かな対応、サイズの問題だとか、高齢者に対応した、配慮した物について、ご要望がありました。それから、取り組みの内容でもう少し、幅の広い取組というのが本来あるはずで、むしろ、指標に対応する形で、指標に即したような事が書かれている傾向にあるという、そんなご指摘がありました。また、船着場の存在を、区民に周知をすべきだというご指摘がありました。確認として、船着場と、防災船着場というのは違うんですかというのに関しては、両方同じ位置づけだよと、単に事業が違いますよというご回答でした。それから、防災無線に関して、2年前の事でございますけれども、聞こえにくいというご指摘で、それに対して、対策を進めている、増設をしているとかですね、反響に関する研究とか、今取り組んでいるというご回答をいただきました。護岸の取り組みは、特にここに書かれていないという事に関しては、事業としては、都の管轄ですよというご説明がありました。細街路の対策の所の、セットバックされた後に、結局不適切に使用されてしまうという問題があるという事に関して、そこを道路状にするのが事業であるというような、ご説明がありました。それから延焼遮断帯に関するご質問、それに関しては、そこは江東区としてはむしろ、比較的しっかり整備されていて、江東区の課題、対策としては、延焼から一体で区切られている、碁盤の目のあんな部分をできるだけ不燃化して、耐火性の高い状態にするというご説明がありました。あと、細かい確認として、不燃ってというのは、準耐火建築に関しては、準耐火で耐火と同等の性能が得られるという説明でした。以上だったと思います。漏れ等大丈夫ですか。最後にちょっと、挙がってる指標は、116、117、119なんかは、100%に近い達成率ですね。119の浸水被害なんかは24年度は0ということです。で、細街路の問題に関して言えば、最終100%にするというのは、全国的に見ても、そんな事が本当に出来るのかという目標ですから、そういう意味では、順調に整備も進んでいる。一方で、民間の耐震化率というのを、特定建築物以外全般でっていう事に関しては、指標になってませんけれども、状況としては厳しいということがわかります。何が言いたいかということ、表向きの資料としては、ほぼ、目標全般に達成できそうだという状態になってますんで、次の目標をどういう側面で、どういう水準で掲げるのかというのを、もうお考えいただきたいということです。その部分で、カギになるのが、空間のほとんどが、民有の空間ですから、そこをどうコン

トロールするのか、誘導するのかというあたりで、今度は表に出る指標を、きちんと立てていただく事が大切かという気がします。率先というか、先導するという意味で、公共の影響力の強い空間を、100%に近い形にしようという目標を掲げた現行計画の掲げ方は、最初のステップとしては適切だと思いますけれども、そこはもう、ほぼ出来つつある。次のステップとして、そういう段階で、今後どうお考えいただくかという事です。よろしいでしょうか。すいません、どうもありがとうございました。施策32はこれで終わります。

（休憩）

○大塚委員 それでは、施策33のヒアリングを行います。傍聴も、取材もございません。では、早速ですけれども、委員と職員の方、ご紹介をお願いします。まず委員名簿に沿ってという事で、私の方から、大塚と申します。よろしくお願いします。

○桑田委員 桑田と申します。どうぞよろしくお願いします。

○吉田委員 吉田正子です。よろしくお願いします。

○浦田委員 浦田といいます。よろしくどうぞ。

○職員 引き続きになりますけども、総務部長の海老澤です。よろしくお願いします。

防災課長の岩井です。よろしくお願いします。

危機管理課長の林です。よろしくお願いします。

福祉部長の谷口です。よろしくお願いします。

福祉課長の山岸です。よろしくお願いします。

危機管理課危機管理係長の河谷と言います。よろしくお願いします。

防災課災害対策係長杉本と申します。よろしくお願いします。

同じく、防災課防災計画係長市村です。よろしくお願いします。

○班長 はい、それでは早速ご説明の方よろしくお願いします。

○関係職員 それでは、施策33の地域防災力の強化について説明いたします。本施策が目指す江東区の姿は、施策評価シート33の記載の通り、区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されることです。阪神淡路大震災や、東日本大震災では、地震発生直後、住民同士による助け合いによって、多くの命が救われておりまして、発災時における共助を中心とした、地域防災力強化の必要性が指摘されております。地域防災力強化のために、2の施策を実現するための取り組みに記載の通り、これまでの防災意識の醸成、災害時における地域救助・救護体制の整備、災害時の避難所等における環境整備があります。施策の柱といたしまし

#### 第4回（1班ヒアリング③）

て、区報、ホームページ等での情報提供、総合防災訓練として、地域訓練の実施、各種防災パンフレット等の配布、消防団、災害協力隊への活動支援、高齢者、障害者への災害時要援護者支援、防災行政無線の充実、物資の備蓄による避難所環境整備など、様々な防災施策に取り組んでおります。本施策の現状と課題は、6の一次評価（1）施策における現状と課題の所になります。まず、東日本大震災の発生以降、国の防災基本計画の修正、東京都の首都直下地震の被害想定の見直し、東京都の地域防災計画の見直しなど、計画等の改定が頻繁に行われております。災害対策は、国や都と、区の連携協力による広域対応が必要となります。本区では、地域防災計画の見直しや、事業継続計画、震災復興マニュアル等の作成をしたところでございます。また、東日本大震災の教訓により、共助の重要性が改めてクローズアップされており、自主防災組織である、災害協力隊の活性化が課題となっております。また、マスコミ報道や、東日本大震災の余震等の影響により、区民の災害に対する関心が高まっている中で、行政の減災に向けた取り組みに、絶えず改善が求められております。（2）今後5年間の施策の取り組みの方向性ですが、東日本大震災の教訓を踏まえ、一層の防災・減災対策の充実を計っております。地域防災力向上を最重点課題として、地域連携体制の構築や、災害時要援護者対策、避難所運営、備蓄品の確保、災害時協定締結、防災啓発活動等を着実に進めてまいります。また、計画的に備蓄物資の統計を図るため、防災倉庫や、格納庫等の整備、災害情報伝達手段の整備・充実などについて、長期計画上の主要事業にあげ、取り組みに推進していきます。

次に別紙の、行政評価結果への取り組み状況です。平成24年の評価結果への取り組みです。まず行政評価の1点目、東日本大震災を教訓として、今後の防災対策への取り組み強化を図るとあります。東日本大震災の教訓として、改めて、自助、共助の重要性が指摘されております。建物の耐震化不燃化、家具等の転倒防止対策等の強化、消防団、災害協力隊等の地域防災力の強化が必要となっております。その他、津波対策、情報通信の確保、医療救護対策、帰宅困難者対策、避難者対策などがありますが、地域防災計画に基づき、着実に対策を進めております。これまでの取り組み状況は、①江東区地域防災計画の修正、②江東区事業継続計画（震災編）の策定、③水害時における区立学校への緊急避難進入路の確保、④スマートフォン対応防災アプリケーションの導入、⑤総務省消防庁の行った、「住民への災害情報伝達手段の多様化」実証実験への参加、⑩避難所への自動ラップ式トイレの供給、⑭ヘリサインの整備などがあります。次に行政評価の2点目、町会自治会への加入率の低下及び高齢化が進む中、災害時における地域救助、援護体制をどのように確

#### 第4回（1班ヒアリング③）

保するか、その方策を検討していますが、本区では、災害協力隊を地域防災力の要と位置付けており、その拡充に向けてのPRや、防災情報提供の充実、自主防災訓練の実施支援、スタンドパイプの配布等の支援強化をしています。これまでの取り組みとしては、⑥の地域防災力向上プロジェクトの推進をしています。これは、拠点避難所を中心とした、平常時における、区と学校、地域の連絡体制の構築や、災害時要援護者支援の充実などあります。⑦の自主防災組織である、災害協力隊結成の促進、⑧のスタンドパイプセットの供給などがあります。次に行政評価の3点目、新規集合住宅への啓発活動、防災対策の整備について、地域特性を踏まえた有効な対策を検討する、についてですが、新規集合住宅の住人が、共同で災害時の活動マニュアルを作成するための手引きを昨年度作成をいたしました。マニュアルの中で、災害協力隊の結成について働きかけておまして、新規集合住宅における、自主防災組織の設置等について促進を図っております。これまでの取り組みとしては、ただ今概要を説明いたしました、⑨の高層住宅震災対応マニュアル作成の手引きなどがあります。次に行政評価の4点目、災害時における高齢者、障害者等への具体的対応策を検討する、についてですが、災害時の被害を最小限に抑えるため、災害時要援護者への支援が、極めて重要と考えております。本区では、災害時要援護者の支援対策の推進を図るため、警察消防と協定を締結し、名簿提供を行っております。また災害協力隊が、地区内の要援護者情報、人材情報、防災資機材情報等を記載した、防災カルテや、防災計画の作成を進めています。さらに、連携を図って、地域の救助体制の向上を目指しております。現在、災害時要援護者の更なる支援強化のため、避難支援体制、情報伝達と安否確認、避難誘導などを内容とする、災害時要援護者避難支援プランの防災計画を作成したところですが、この、優先度の高い援護者を救出すると共に、病院毎のリストを作成し、個別計画を策定する方向で検討を進めていく事にしております。これまでの取り組みとしては、ただいま概要を説明しました、⑩災害時要援護者の避難支援等の取り組みがあります。次に行政評価の5点目、民間団体や企業等の防災対策の実施状況を把握し、役割分担や共同体制を促進し、区全体で地域防災力を高めるについてですが、災害時には、様々な防災関係機関と民間団体との連携が重要となっております。区では民間事業者との間で、食糧、生活物資の供給や、水害時の避難所等確保の協定を締結しております。また、帰宅困難者対策として、震災時の帰宅抑制や、備蓄の促進など、周知を図る事にしており、今後民間事業者との役割分担や、協働体制の促進を図っています。これまでの取り組みとしては、⑪各団体等との災害時協定協力・覚書の締結などがあります。説明は以上です。

- 班長 はい、ありがとうございます。それでは早速やりましょう。
- 委員 それではよろしいでしょうか。まず、非常に目に見える対策をお取りくださっていて、区民としてはとても心強いと思っております。私自身災害協力隊に属しております、色々な点で区が支援してくださっている実感を持っています。それとですね、いつも思う事なんですけど、発災時に区の職員の方々が、本当に中枢になる方々が、そしてまた、若い職員の方々が、機動できるだけの訓練をなさっているかどうか、とても私としては心配なんです。なぜかというと、職員の方々のご家庭があつたり、また、遠い方もいらっしゃると思います。そういう中で、訓練というのはばかばかしいかもしれませんが、一つのシュミレーションとして、みなさんご自身を守るという事で、現行として、どういう形になっているのか。職員の訓練、それは引いては区民を守るという事にもつながるので、教えて頂ければと思います。
- 関係職員 災害時にですね、全員がすぐに駆けつけるという訳にはいかないんですね。もちろん、震度5強以上の地震になった場合には、万難を排して職員は出て来いという事は指示はしてあります。ただ、現実問題として、やはり6割程度の職員が集まってくるとい事で、今、事業継続計画を策定をいたしまして、最初の段階で6割で、きちっとそれで、災害復旧活動ができるというシュミレーションをしております。普段の日常時の仕事というのは、縮小しなくちゃいけませんから、それについては必要なものを最低限に絞ろうという事で、今、そういう計画を立てて対応するようにしております。
- 委員 あの、みなさん本当に自身ご無事で、指揮をしていただきたいので、どうぞ訓練をなさっておいてください。よろしくお願いします。
- 班長 他に、何かございますでしょうか。
- 委員 あの、南部地区の町会の方と、防災の事について話す機会がありまして、言われた事が、女性の方の参加が非常に多いと、この事については評価すると、ただ、事が事だけに、男性の参加の呼びかけについて苦悩している、という意見をいただきました。私この資料を見ましてね、施策実現に関する指標、ちょっと目標が少ないんじゃないか、というのが私の率直な意見です。だから、災害協力隊があるみたいなんですけども、実際に活動内容については、さっき言ったように、同じ町内だから出ないといけないというような感じで、お年寄りの女性の方が数合わせしているようで、もうちょっと目標設定の数字を上げて頂ければありがたいなと。また、そうする必要はあるんじゃないかと思っております。
- 班長 委員のおっしゃる、数字、目標の数字を上げるというのは、具体的にどのあたり

の指標を。

- 委員　もう、指標全般ですね。参加するのも、女性の方が、町内では特に顔出さないと悪いみたいな感じで参加するようです。男性はどうしても仕事優先になるのか、参加数が少ないっていう事に役員さんは嘆いてました。
- 関係職員　まず、男女共同の関係ですが、性別の役割分担っていうのは、これを形式的に分けるのは良くないので、もし、参加できるのであればね、もちろん男も女も、どんどん参加していただきたいと思っています。ただ例えば、力仕事ですとかね、そういう男しかできないものとかも中にはありますから、そういう部分は男がやる、という事でいいかなと思うんですけども、それ以外の分野についてはね、男女の性別による役割分担という事では無くてですね、男も女も共同で、と思っております。それから指標なんですけども、今回、自主防災訓練のところは、ある程度順調に数字が伸びてるかなと、23年度が東日本大震災の関係によって、大きく数字が増えてですね、その後、その数字を維持している、というような状況かなと思います。後の3つの指標については、確かに、もう少し数値を伸ばしたい、と思いますので、これについては、啓発活動をですね、より強化をして少しでも達成したいなと思っております。
- 委員　基本的には、前回指摘された所の対応が、例えば災害弱者の把握とかいう所で、よくできているなって思ってます。そういう意味で、さらにそこでまた、気付いたというところで、専門家の活用連携について教えてください。例えば、被災した後の建物に、住み続けられるかとか、そういう専門判定などの役割担う専門家との連携がどうなっているか教えて頂きたい。
- 関係職員　都市整備部が中心になってですね、都市整備部が一級建築士持っている職員がかなりいますから、そういった者が中心となって、危険度判定を行うという事になっております。
- 委員　ただ、行政の内部だけだと、人手として、圧倒的に人手が不足するんじゃないかと思うんですが。
- 関係職員　あと、東京都なんかとも当然連携をいたしますし、その、危険度判定のボランティアもですね、活用するという体制づくりはしております。
- 委員　それは、具体的には講習をやっているとかはあるんですか。
- 関係職員　確か、建築士の業界と協定を結んでまして、災害時には危険度判定をしてですね、応援要請が出来る協定を締結をしております。都市整備部の中でその辺は進めてお

ります。

○関係職員 危険度判定をしてですね、青だとか、赤だとか、黄色だとかそういうの貼ってですね、その近くを通行する人に対して警告をしたり、そういう仕組みはできております。

○委員 そこでちょっと気になるのは、江東区は一見、外からは分からないんだけど、建物内部でダメージを受けてるとか、木造住宅の被害とは、また違った被害があるかなと思ってらるんですね。そういう所で、一般的に木造住宅の被害判定だと、まず目視のほうをすれば、大丈夫なのかもしれないですけども、またちょっと、別の難しさもあるのかなと思ったんですね。なので、特に、江東区に対応してかなり専門的な知識をもった方が必要だと。そういう、ボランティアの中でもさらに専門的な知識を持った方との連携が必要かなと思ったんで、お伺いしました。

○関係職員 先程言いましたように、都市整備部の専門職員と、東京都の都の連携と、それから、民間の建築関係の所との協定でを締結してますんで、その活用とボランティア、その4つで、対応していくという仕組みになっております。

○委員 もう一つ、今の東日本震災でもですね、生活再建支援っていう面で、例えば、生活やお金の面で、弁護士とまちづくりコンサルタント、そういう方たちがセットになって、被災者方にヒアリングとかして、効果上げてらっしゃるといふ事を知ることがありまして、専門家とか弁護士とか、そういった技術とかお金とかの専門家の連携が、日常的にもあったりすると、いいんじゃないかなと思うんですけども。その辺はどうでしょうか。

○関係職員 法律相談とかですね、受けられるような体制っていうのは現時点でも作っております。それから、今まではですね、どうしても、やっぱり災害の予防とか、それから応急対策という方に力が入りがちなんですけども、やはり、ある程度ひと段落した後の復興についてみてもみていくべき、というような指摘がありまして、昨年度、その復興に関する条例であるとか、このマニュアルを制定して、これからそちらにも力を入れていきたい、というふうに思っております。

○委員 もちろん協定を結んで、弁護士の方も協力してくれるっていうのはあるんですけども、その役割が、うまくいってるのは、弁護士とコンサルタントの方とかがですねチームを組んでいる時なんですね。そのチームを組むには、災害が起きてから集まるのではなくて、以前からチームとして色んな活動していらして、その専門家同士が、お互いのコミュニケーションを出来る体制になっているんです。今のお話だと、確かに弁護士の団体の

方たちが来てくださって、弁護士は弁護士チームとして機能するという事はあるんですよね。だけど、弁護士と例えば、そのさっき言った、まちづくりコンサルタントの方だとか、通常は、その接点の無い方たちが、まさに、専門家同士が日常的に連携すると、災害時、被災後に効果があるんじゃないかなと思います。

○関係職員 十分検討してまいりたいと思います。

○委員 よろしいですか。これは千代田区役所のパンフレット置いてある所から持って来たんですけども、栃木の男女共同参画部署で出しているパンフレットなんですね。とても良く出来ていて、今先生がおっしゃっていたように、共同するっていう事に対して、専門家と共同するということが書かれていたり、被災した人たちの受援力、支援を受ける力をつけていかなければいけないという事とか、ほとんどの事が網羅されているんですね。避難所の中での、設計図みたいなものも網羅されて、これが今まで見た中で一番良かったんで、一つのご参考として、どうか2部もらってきたんで、よろしくどうぞお使いくださいませ。

○関係職員 男女共同の関係についてはですね、当然一つの論点になってましたから、今回の地域防災計画の修正の中でもですね、例えば、警察や防災訓練などの場面で、男女のニーズの違い等も配慮するとともに、女性の参加の促進を図るとかですね、色々随所にそういった仕組みを取り込んで、地域防災計画を修正しております。それから、避難所マニュアルについては、運営本部会議には女性を含めなきゃいけない、そういう規定も設けてますんで、いろいろ配慮はしておりますけれども、今後も、こういった物も参考にさせて頂きたいと思います。

○委員 おばさんが行って何になるのか、っていう話もあったんですけど、まあ、60近い、過ぎた方が行ったら、年寄の被災者の方の話を聞いただけでも、とても役に立ったそうなんです。ですから、一人一人が、どうか出来る事が必ずあるという視点をお持ちくださって、発災時には、全員がコップ一杯でも被災した人に運ぶ位の意識で考えていくような体制をお取り下さればと思います。

○班長 他にありますか。

○委員 私、さっきの言葉で訂正させていただきます。女性の方の参加が多いという表現、ちょっとまずかったなど、基本的には、女性のじゃなくて高齢者のというふうに置き換えてください。ものすごく高齢者の方が多くて若い方が少ないと、それが悩みだと言ってました。高齢者の方が、極端な言い方すると8割位だと聞いています。それが女性のという

形の表現になったのは訂正させていただきます。

○関係職員　高齢化の問題というのは、大きな課題かなと思ってるんですけども、地域防災力向上プロジェクトっていうの、さっきちょっと触れたんですけども、今年度から、新しい取り組みとしてやろうとしてるんですね。それはどういう事かと言いますと、拠点避難所をその学校、地域、区の関係者が集まって避難所の運営方法であるとか、その他、その地域の防災の関係について連絡調整を図ると、そういったような会議を設けるという事なんです。そういった所でね、やはりそこで、高齢化というの、一つ話題にさせていただいて、地域の若い人達が、引っ張っていくというかですね、そういう取り組みをしてももらいたいという事で、その地域防災力向上プロジェクトをですね、うまく活用していきたいなというふうに思っています。それから、高齢化ですが確かに、なるべく若い人っていうのはあるんですけども、相対的にはみんな高齢化していても若いんです。最近65歳位だったらね、全然若いですから。しかも、むしろ、やる気がある方多いんで、そういう方がやっぱり年齢に関わらずですね、頑張っていたきたいというふうに思っています。それから、確かに災害起きた時ですね、その地域の被災者達を救いに行く時とかなんかはね、やっぱり力があると思うんですね。そうすると、そういうのは若い人じゃないと、なかなか出来ないっていうのもありまして、今のところ、災害時の要援護者の救助についてはですね、一応、災害協力隊の方達にお願いはして、その要援護者の所に行っていたくんですけども、助けるのはもちろん助けてもらうんですけども、まあ、ちょっと無理だなという時はですね、一度避難所に戻っていただいて、その避難所で救援班を設定して、その救援班がその被災者を助けに行く、という事を検討してまして、その避難所には若い人達がいっぱいいますから、その人達をうまく活用して、やっていきたいというふうに思っております。若い人の力もうまく引き出して活用していく、というのでも検討しております。

○委員　よろしいですか、実は私、深川消防署の災害ボランティアのコーディネーター、この間受けてきたんですけども、最高齢者79歳でした。で、平均年齢が60歳でした。受講者の。私はそれを、アクティブシニアと呼びたい。シニアだって山ほど色んな人がいますから、それで今、おっしゃったように、行政側が、アクティブなシニアをたくさん作ろうという形で言うて下さるとい、意見を聞いて、うれしく感じています。やっぱり変な言い方ですけども、どこに行ってもじいさんとばあさんなんですから、その人達をうまく動かせる位の青年や若者や行政であってしかるべきで、ほんとに色んな役に立つと思ひ

ますよ。深川小学校で、消防の訓練を、災害協力隊の方にお集まりいただいて、行った訓練があったんですけども、その時も、レスキューの深川消防署の方が、災害協力隊の人達に言っていた言葉の中に、「このようにしたら出来るんだという事を若い人達に伝える係になってくれ」というものがありました。そういう方向性を、消防の方でも取ってます。それで、深川消防署の災害ボランティアの件に関しては、最初は65歳までだったんですよ。それが撤廃されました。年齢はいくら上でも構わないという形にもなっています。今、年齢を問題とするというのは、これからは逆に動けなくなっちゃうと思いますね。だからものすごく今、この方向性を聞いて、嬉しくなりました。ありがとうございました。

○委員 先程の32の施策の所で、これは33ですねと、確認した事が2件ほどあって、それをちょっと私の方からご質問したいんですけども、まず、帰宅困難者の対策という部分について、帰宅困難者対策に関して取り組まれていることを教えてください。

○関係職員 都の方で、条例が24年に出来まして、25年の4月から施行されてますね。その主な内容がですね、民官等含めてですね、事業所については、3日間については事業所に従業員を留めてくださいと、そうすると、その3日分の食料、水については必要になりますから、それは備蓄をしてください、そういう内容なんですね。区としても、やはり事業者になりますから、区も、職員の3日分の備蓄は対応しました。それから、帰宅困難者が出た場合のための、1回分の食糧については備蓄はしてあります。それから、民間の方についてはですね、色々そういった内容について周知を図っております。それと、すでに都の条例が出る前にですね、ちょっと先を見越してですね、区としては多くの事業所と協定を締結して、災害時には、従業員を留め置いていただいて、むしろ区の、災害時の応急活動に協力をしてもらうというような協定を締結している所も何カ所かあります。

○委員 本当に不勉強で申し訳ないんですけども、その都の条例の規定っていうのは、これは民間事業者はすべてを対象としているんですか。

○関係職員 すべて対象としています。

○委員 これは努力義務ですか、罰則規定があるとかそういう事ではない。

○関係職員 ないです。罰則はないです。努力義務です。

○委員 始まったばかりで難しいとは思いますが、現状区としては実態把握としては、どの程度出来てるんでしょうか。

○関係職員 企業の災害対策については、東京都の地震対策条例によって、消防署の所管になってるんですよね。ですから、そういった直接企業への備蓄の指導ですとか、災害計

画の指導については、消防署所管になっていまして、私どもでは数字は持っていません。

○委員 2年前の時にですね、民間の備蓄総量みたいなものが、把握できるといいですねみたいな事を言った記憶があって、現状その制度が整備されていて、その辺を把握するシステムというんですか、何でもかんでも協力者を直接把握する必要は無いんですけども、そういう情報が上って来るシステムみたいなのが、うまく確立されてっていうのはないのですか。何でもかんでも完全に把握しろっていうと、予算もかかるので、それが必要だと申し上げるつもりはないんですけども、結局の所、その条例の努力義務を全うしている事業者がわからないと、いざという時に区として、そのカバーに入るっていう事にもなるんで、ここがクリアにならないと、備えとして、十分であるのかないのかわからないという所がありますので、いわゆる消防サイドと連携していただいて、あの、ざっくりとでも、おおまかに、従業員ベースで3割位は努力義務を果たしている、7割はやっぱりまだ無理みたいだというのを、そういうのを、わかっているという事は大事だと思います。あと、すいません。備蓄の問題がもう1点だったんですが、今のでほぼ全部言っちゃいました。

○関係職員 備蓄の関係がですね、ほぼ、ざっくりなんですけども、一応被害想定に基づいてですね、東京都の平成18年の時の被害想定では、避難者が13万7千人位増えるという事だったんですけども、今回の平成24年に出た被害想定では、15万2千人に増えてますね。基本としては、この15万2千人の3食分については区で備蓄をしているという状況です。災害救助法の適用の後ですね、生活物資については、都道府県の管理になるんですね。なので、当然この被災者の方の生活物資については、都、それから区が、連携してですね対応していくという事になっています。都と区と、それから区では民間の事業者、協定も結んでますんで、その3者でですね、被災者の方の備蓄物資を確保しています。

○委員 よろしいですか。そういった全体に対して、なんぼかっていうみたいな見方はやっぱり大事だと思うんですね。それで私、東西線を利用してていつも思うんですけども、またマンションが建って、またこの東西線は混雑するのかと、いつもいやだなと思ってるんですけど、東京メトロでは全9線179駅に飲料水や防寒具、携帯用トイレを10万人分用意していると、いうのを読んだ事があるんですけども、特に東陽町は乗降客多いですよ。

○関係職員 乗り継ぎがない駅では、一番乗降客多いです。

○委員 そうですよ。だから、それがあふれた時がちょっと私不安だったりしております。それと私あの、驚いたんですけども、発災時、飯田橋の辺りが危険度ナンバー1なん

です。そうすると、この沿線で何か色んな事起きるんじゃないか、という不安感を持っておられますので、帰宅困難者対策については、よろしくどうぞお願いいたします。

○班長 他にありませんでしょうか。

○委員 よろしいですか。もう一つ。区民目線で私、防災に関心あるんで、あるグループで防災の事いつも研究しているんですけども、神奈川県の大磯の方の方達でやっている事なんですけど、これマンションとかおうちのところで、無事です、元気ですってという旗を自分のマンションの所に掲げているそうです、幸せの黄色いハンカチっていう映画でありましたけれども、何かいいかなと。どういう形であれ、マンションに高齢者取り残されると思いますんでまた何か考えて頂ければと思います。一つどうぞよろしくお願いいたします。

○委員 はい、ありがとうございます。私の知っている災害協力隊の中でも、集合住宅でそういった色分けをしてですね、自治体ごとにですね、ルールを作っている所もあるようですね。

○委員 そういうのを少し、周知とかPRっていう形で、どっかの災害協力隊にスポットあてて、区報かなんかで、宣伝みたいなことしてくれると、ヒントを得られるという形もございますんで、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員 2枚目の方なんですけども、マニュアル作成の手引きなんですけど、作成対象団体に対して、作成している団体の比率は現状どれ位なんでしょうか。

○関係職員 この高層住宅震災対応マニュアル作成の手引というのはですね、主に集合住宅地は、地域コミュニティーがなかなか調整しづらい事もありますので、その集合住宅の中での、ソフトの関係の自主防災の動きを何とかつなげていくようにしましょうね、という事を主に書いてある中身の物で、配付には、マンションフォーラムというような民間の団体があって、そちらへ行って配付を促したりですね、区報、ホームページ等を通して、周知を行ったところでございます。興味があるようで、様々なマンションの管理組合とかですね、自治会、自治組合、管理組合の方々が欲しいという事で、お見えになっておまして、その都度相談をするような感じになってます。ただ、これを配付して、それを受けて作成したっていうのは、まだ配り始めた所なので出ていません。

○関係職員 じっくりですね、打合せをして、協定みたいな物作ってもらってもいいんですけども、そういう時間が無い人のために、こう色々あてはめて、書いていけば、すぐ協定が出来るというようなマニュアルとなっています。それから先程ちょっと触れましたけ

れども、災害協力隊を是非結成をしてください、というような事も、そのマニュアルに書いています。

○委員 だいたい、災害協力隊が作られると、その地域、自治会ではおおむね、パッケージの形っていうか、それに則して、マニュアルが作られるという感じですかね。ということは、少なくとも297の団体でマニュアルが作られたという実績はあるということですか。

○関係職員 区の方に登録する時に出しますから、当然そういったような協定っていうか、物はできているという事です。

○委員 なんかこう、新しい長期計画とか次を検討する段階だとは思いますが、こういう取り組みなんかは、これから大事だと思いますんで、一連の流れからすると、時代把握をしていただいたうえで、普及数、絶対数を確認して、目標にさせていただけるといいかなと、そういうふうにするのにふさわしい、代表例のような気がします。その中であの、委員からもありましたけれども、色んな分野で国とかがよくやる常套手段、先駆的な取り組みを随所にして行こう、他でこんな事してるからやるべきですよ、こう、配って同じような取り組みをしてもらいたいな、やり方をしていくっていうのは、色んな分野でしていますけれども、さっき言うような、取り組みみたいな事もですね、例えばそういう情報を、大げさな形でなくて、周知する仕組みをつくとよりいいんじゃないかなという気がします。他にありますか。何かあれば、まだ時間的には大丈夫なので。

○委員 あの、よろしいですか。すごく災害協力隊というのは、私の居住しているマンションでは、とても助かってます、意識向上で。それと、補助して下さるじゃないですか。いくらかの手当でも、何か買うって事は、みんなで考えたりすることになるので、とても意識向上は図られています。ありがとうございます。

○関係職員 どうしても、今後ですね、災害時要援護者で先程触れましたけれども、そこに力を入れていかなきゃいけないと思っていますので、やはり、その為にはですね、災害協力隊の一応基盤になるという事ですので、引き続き関わっていきたいと思います。

○班長 よろしいですか。じゃあ、振り返りをさせていただきます。まず最初に、職員の方の訓練の状況というのに関して、確認、ご質問がありまして、それ相応な状況下、6割位の職員しか出られないという状況でも、きちんと対応できるしている、というご説明がありました。それから、防災訓練ですとか、災害協力隊の参加者に、高齢の女性が増えているということは、女性の社会進出の観点からは、悪い事ではないんだけど、どうしても悪

#### 第4回（1班ヒアリング③）

い言葉になっちゃうんですけども、お付き合いで出て来るという形もある一方で、高齢の女性のニーズが高まる、という局面もあるのではないかと、いう指摘がありました。そういう状況に対して、バランスのとれた参加者の確保が必要であるというご指摘がありました。それから、専門家の活用をもっと、組織的にというか、体系的に活用するというのを、もっと確立されたほうがいいんじゃないかと、ご指摘がありました。それからシニアの活用という事で、説明をしていただきました。それから帰宅困難者の問題に関して、現状の取り組みの状況を、ご説明をいただきました。私の方からは、実態把握をより進めて頂ければ、というお願いをしております。それから、マニュアルに関して、これも取り組み自体始まったばかりですけれども、実績の実態把握を、進めるにあたって、お願いしますというお話を申し上げております。それから、安否の旗の取り組みというものをご紹介いただきまして、江東区でも、そういう取り組みを地区レベルでされては、というお話もありました。今日伺ったお話を踏まえて、評価シートを作成させていただきます。どうもありがとうございました。